

## 公益社団法人大日本農会 令和2年度事業計画

令和2年度においては、前年度に引き続き農事功績者に対する表彰事業を行うとともに、最近における農業情勢の変化や農政の展開方向を踏まえて、我が国農業の発展に資することを目的に、当面する諸問題についての調査研究、講演会等の開催、農業教育の振興、会誌「農業」の刊行等の事業を推進する。

### 1 農事功績者表彰事業

農業経営、技術開発等における、農事功績者の表彰式を本年11月以降に行うこととし、都道府県知事、（一社）全国農業改良普及支援協会会長等関係農業団体の長、本会会長・支会会長の推薦に基づき、農事功績表彰者審査委員会の審査を経て理事会において受章者を決定する。

### 2 講演会、セミナー事業

#### (1) 中央農事講演会の開催

わが国の農業・農村が当面する主要課題について、斯界の第一人者を招き、春秋2回の「中央農事講演会」を開催する。

#### (2) 農業懇話会の開催

農政時事問題、国際問題、環境問題、農業技術問題等を取り上げ、専門家の話題提供と議論を行う「農業懇話会」を引き続き随時開催する。

#### (3) 地域セミナーの開催

地域の要請により、当該地域における諸問題等について、本会農芸委員や学識経験者及び受章農家等を交えて意見交換等を行う「地域セミナー」を、支会と連携しつつ、関係行政機関等の協力を得て開催する。

### 3 調査研究事業

#### (1) 農芸委員活動の推進

多様化する農業・農村の動向を的確に把握し、調査研究活動の効果的な実施等に資するため、各種研究会、座談会等に農芸委員の参画を得るとともに、最新情勢についての助言を受ける。

## (2) 研究会の開催

令和元年度に新たに立ち上げた、大豆単収の向上に関する研究会を引き続き開催し、議論の内容を会誌「農業」で公表して広く情報発信するとともに、「大日本農会叢書」として刊行すべく検討する。

## (3) 先進農業者を囲む懇談会の開催

我が国農業を巡る状況は厳しさを増しているが、各地において、農業者自身による先駆的取組が見られ、我が国農業・農村の進むべき方向を示唆するものとして注目されている。これらの様々な取組を有識者を交えた論議により掘り下げ、その成果を広く公開するため、「先進農業者を囲む懇談会」を引き続き開催する。

## (4) 農事功績者を囲む座談会の開催

前年度及び本年度に表彰された受章農家の中から部門別に選出し、受章者の話題提供を中心に現地指導者、農芸委員、本会関係者等からなる座談会を開催し、会誌「農業」にて広く紹介する。

## (5) 表彰農家訪問調査の実施

前年度に表彰された受章農家の中から、特色ある経営等を実施している農業者の現場を部門別に本会農芸委員を中心に訪問して、その経営内容と展開方向等を聞き取り、会誌「農業」にて広く紹介する。

## (6) 全国農業青年クラブ連絡協議会・全国指導農業士連絡協議会との連携

全国農業青年クラブ連絡協議会及び全国指導農業士連絡協議会の事務局として、両協議会と連携し、青年就農者等の活動の促進や優良事例を調査し成果をとりまとめる等その他必要な調査研究を適宜行う。

## 4 奨学金貸与事業

農業の担い手育成の一環として、関係教育機関の就農を目指す在学生を対象にして、奨学金の貸与を引き続き実施する。

## 5 情報普及事業

(1) 会誌「農業」については、前述した農事功績者表彰事業、講演会・セミナー事業、調査研究事業等の内容、成果を掲載することを中心とし、その他農業、農村、農政、技術、経営等の動きについて、広い視点から取り上げ、誌面の充実に務める。

また、会員に配布するとともに、都道府県、研究機関、普及組織、農業団体、大学農学部、県立図書館等に毎月贈呈する。

(2) 調査研究事業等の成果のうち、特に重要なものについては、「大日本農会叢書」等として取りまとめ、広く配布する。

(3) その他情報普及・啓発に関する事業を適宜行う。

## **6 農事奨励事業 その他**

(1) 北海道、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、新潟県及び熊本県の国内各支会に対し、引き続きその活動に対して助成する。

(2) 本会所有地については、(一財)農林水産奨励会との土地賃貸借契約に基づき、引き続きその有効利用を推進する。

(3) 東京農業大学の卒業論文等成績優秀な学生に対して、大日本農会賞を引き続き授与する。